



会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

消費税増税、消費者心理を掴みましょう

消費税が上がることによって注目を浴びる業界というのはやはり小売・卸売業です。特にスーパーなど日用品を扱う業種は消費者の低価格志向が非常に強いいため、買い控えを防ぐため、綿密な経営戦略が必要とされます。

過去を知る！「消費税還元セール」戦略

1997年4月に消費税率が3%から5%に上がりました。これに伴い、1998年秋～1999年の年明けにかけて、イトーヨーカ堂さんが「消費税還元セール」と銘打って全品を5%割引したセールを実施し、これが大ヒットします。消費税が引き上げられてから1年以上も経過してはいましたが、これをきっかけに他の業者が次々と実施します。ところが、単純に値引きをしただけでは自社の利益が減ってしまうだけですので、それを防ぐために、大手小売業者からの要請によって商品を安く供給しなければならなくなった中小企業(納品する業者等)が苦しい状況となりました。

弱者を守るための消費税転嫁法

子供がいじめをやっていても先生にばれることがほとんどないのが現状です。先生に相談すればさらにいじめがエスカレートする可能性があるため、相談すらもできません。過去に実施された消費税還元セールによって厳しい状況になってしまった中小企業の保護の観点及び企業が消費者に対して消費税を取らないという誤解を与えるような表現をすることを禁じ、増税分を商品価格に円滑に転嫁させることを目的とした消費税転嫁法という法律が2013年6月に成立しました。資本主義社会においては競争に勝つしか道はなく、負ければ倒産してしまいます。そのような中、セール方法などを法で縛ることは自由な競争を阻害すると小売業界からの反発がありました。よって、「消費税」という文言を使わないセールは容認されることになりましたが、果たして中小企業はうまく消費税分を価格転嫁できるのでしょうか。約半数の中小企業が、価格決定力のある相手に対して「販売価格を変えるすべがない

…」と嘆いております。

資金計画の重要性・私たち会計事務所の役割

消費税は最終的に消費者が負担する税金であり、事業者は税金を預かっているにすぎません。しかし資金繰りの関係で預かった消費税を使い込むことは少なくありません。今後さらに高くなる消費税が払えなくなる危険性があります。そのような事態を避けるためにしっかりと資金計画を立てる必要があります。私たち会計事務所も適宜・適切なアドバイスをさせていただければと思います。

アベノミクスにうまく乗っかり業績拡大を

これから行われる商談相手をよく知り、己の会社の実力を知り、消費税をしっかりと転嫁できる状態に自分たちの力でもっていくしかありません。現在、既に消費税増税を見据えた値下げ要請を受けている納入業者もでていて聞いております。私どもでお手伝いできることも多数あると思いますので、いつでもお気軽にご相談下さい。



社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

中高年社員や退職者への情報提供は十分ですか？

65歳、さらに70歳までの雇用が想定されている

平成25年4月より、厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴う措置として、高齢者の雇用継続を促す「改正高齢者雇用安定法」が施行されました。

今回の改正では65歳までの雇用継続が想定されており、継続雇用制度を作成するにあたっては、原則、希望者全員を再雇用する制度とする必要があります(一部例外と経過措置が設けられています)。

さらに、政府はすでに、「70歳まで働ける企業」の普及・促進も進めており、70歳までの雇用継続も視野に入っています。

中高年社員に関する取組み

中高年社員の増加を見据えて、東京都では、「中高年勤労者福祉推進員(ライフプランアドバイザー)養成講座」を開講するとのこ

とです。

この講座は、中小企業事業主や人事担当者などを対象に、社員の退職後のライフプランについて助言できる人材を養成することが目的で、「税金」「年金」「法律」「キャリア開発」「介護」「メンタルヘルス」などの講習を修了した人に、東京都知事名の修了証書が授与されるとのことです。

中高年社員や退職者への情報提供は十分ですか？

こうした認定までは受けなくても、自社の中高年社員に向けて、これからのライフプランについての社内研修を開いたり、退職を控えた社員に退職後の社会保険や年金等の手続きをまとめた小冊子を配付したりするなどの対応を行う企業は、年々増えてきているようです。

これから高齢期・退職期にある社員に対する情報提供は、より重要性を増していくことでしょう。

トラブルの多い社員が定年退職後の再雇用

を求めてくるケースも多いようです。こうした情報提供は、離職・退職時のトラブル防止にも役立ちますので、規程等の整備と併せてぜひ活用されることをお勧めいたします。

女性管理職は増加していくか？

【女性役員の増員を検討】25%

日本経済新聞社が「女性役員の登用」について、社長100人に行ったアンケート調査の結果によると、「今後も人数を増やすつもりだ」と回答した人は25.0%となり、「今のところ増やす考えはない」の6.1%を大きく上回りました。「登用を検討中」という回答も17.6%ありました。

上記の調査結果から今後も女性の職場における役割はますます高まり、それに合わせ職場環境も改善させることが予想されます。



会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします



適正なNo. 1表示

当社は家電販売業を営んでいますが、「家電売上No. 1」と表示した広告掲載を考えています。こうした広告は適法でしょうか。



優良誤認表示に該当するかがポイント

優良誤認表示とは

優良誤認表示とは、商品又は役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示をいいます(不当景品類及び不当表示防止法〔以下、「景品表示法」といいます。〕4条1項1号)。

優良誤認表示の要件

優良誤認表示該当性の要件は、①商品又は役務を内容とする表示であり、②実際のものよりも著しく優良であると示す、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すこと、になります。そして、「著しく優良であると示す」表示に該当するかは、一般消費者にとって、「著しく優良」と認識されるか否かという観点から判断され、その上で、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となります。

本件の検討

貴社の「家電売上No. 1」との表示は、内容を示すものではなく、優良誤認表示に該当するかが問題となります。

この点、公正取引委員会は、「No. 1表示が合理的な根拠に基づかず、事実と異なる場合には、…景品表示法上問題となる」とし、適正な表示となるには、①No. 1表示の内容が客観的な調査に基づいていること、②調査結果を正確かつ適正に引用していること、

を満たす必要があるとしています。

本件では、単に「家電売上No. 1」という表示だけの場合、事実と反するような場合は優良誤認表示とされるおそれがあります。

また、実際は「冷蔵庫」や「エアコン」といった特定の家電の中での売上がNo. 1であったただけの場合、一般消費者にとって、家電と称される商品全体が「実際のものよりも著しく優良」という印象・認識を受ける可能性が高いといえます。この場合、優良誤認表示と認定される可能性が高いでしょう。

そこで、事業者として「適正なNo. 1表示」をするにあたっては、①No. 1表示の内容が客観的な調査に基づいていること、②調査結果を正確かつ適正に引用していること、が必要で、その際、No. 1表示の対象となる商品・役務の範囲、調査対象の地理的範囲、調査期間・時点、調査の出典を明瞭に表示することにより、No. 1表示の根拠となる調査結果を一般消費者が理解できるようにすることが重要となります。



お知らせ

会計税務スタッフ若干名募集

現在、弊グループでは会計税務スタッフ(パートタイム)を若干名募集しております。お心当たりの方がいらっしゃいましたら、ぜひともご紹介いただければ幸いです。学歴や年齢は問いません。明るく元気がある方、周囲と協調して仕事に取り組める方を募集します。

【仕事内容】

税務・会計補助業務

【必要な経験・スキル等】

パソコン操作(Word・Excel)

簿記3級以上あれば尚可

【求人情報詳細】

<http://shiodome.co.jp/recruit-parttime.html>



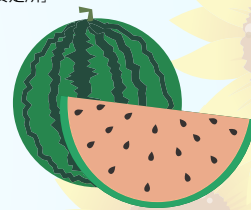
8月の税務と労務の手続き 【提出先・納付先】

8月12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞〔公共職業安定所〕
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞〔労働基準監督署〕

9月2日

- 個人事業税の納付＜第1期分＞〔郵便局または銀行〕
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第2期分＞〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)
＜雇入れ・離職の翌末日＞〔公共職業安定所〕



発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋 1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com/>